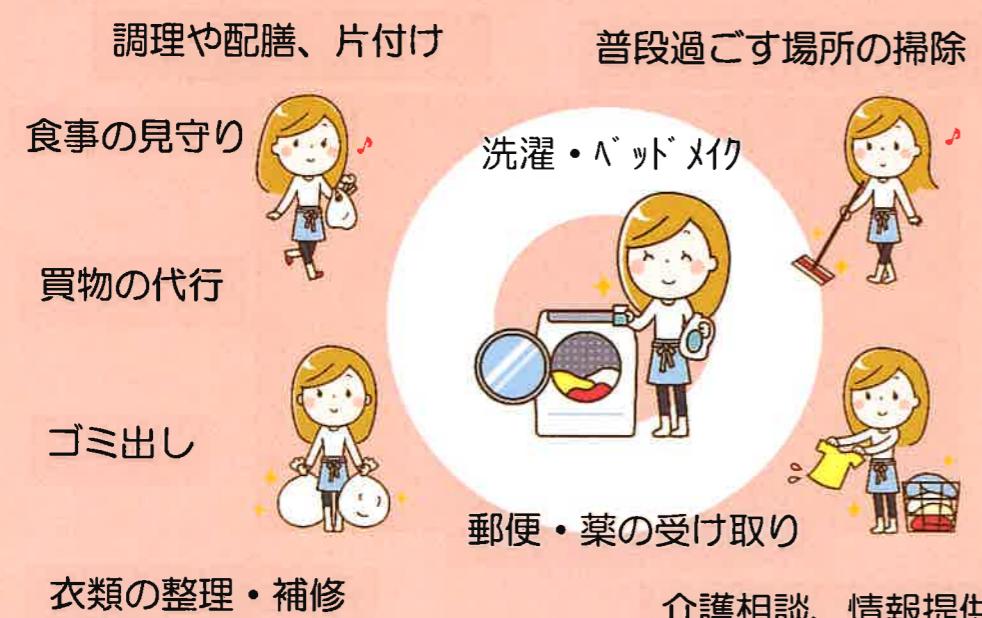


障害福祉サービス【居宅介護】

～ヘルパーができること・できないこと～

調理・掃除・洗濯などの日常生活の援助（家事援助）



利用のポイント

○受給者証を持つ本人に対して、本人のいる自宅で援助します。本人以外の家族に対する援助には対応できません。
○日常的なことであり、ヘルパーが代わりにしないと日常生活に支障がでることについて援助します。
○制度で定められているほか事業所や市町の取り決めもあります。事業所のサービス提供責任者にご確認ください。

本人以外の食事作りや使わない部屋の掃除



家電・家具の移動や修理
大掃除



入院先のお見舞い



金銭管理



農作業

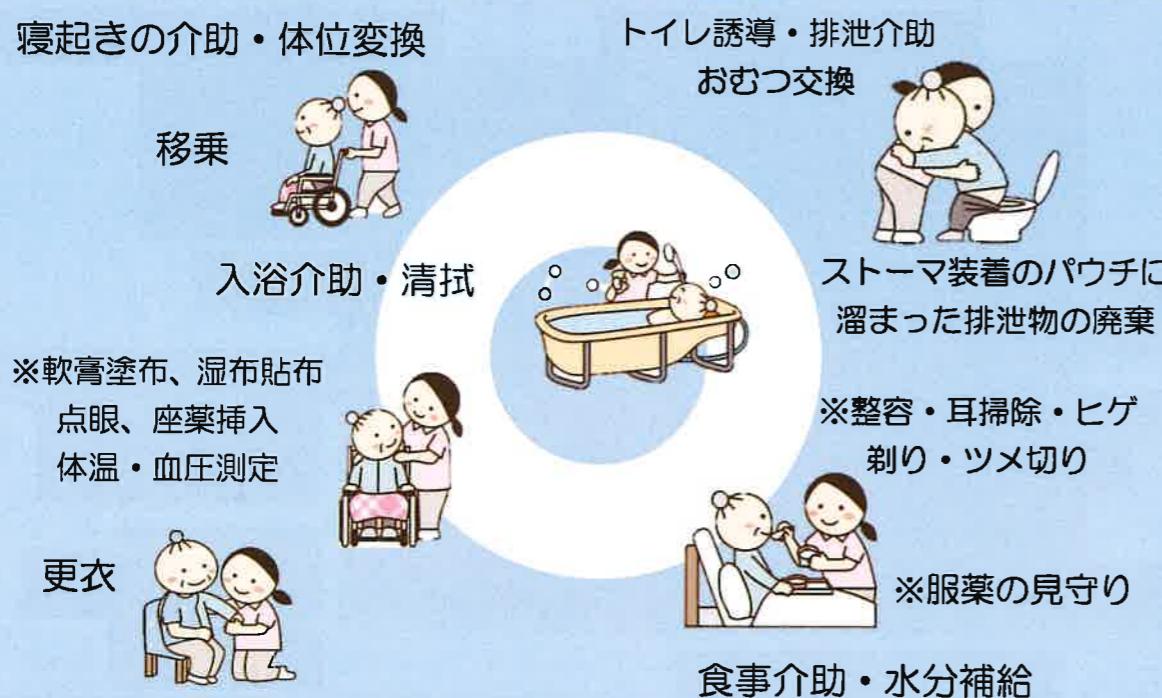
行事食を作る

庭の掃除

ペットの世話や散歩

役所や金融機関の手続き代行

排泄・身だしなみ・健康管理など直接体に触れて行う援助（身体介護）



以下の医療行為については、援助できません。

インスリン注射、摘便、
痰の吸引、経管栄養の提供など

※但し、下線の痰の吸引、
経管栄養の提供などは、認定特定行為業務従事者認定証を持つヘルパーで対応できる場合があります。



※印については内容の確認が必要です。

※ご不明な点は、事業所のサービス提供責任者や相談支援専門員に確認しましょう。